

知らなきや
経営リスクに!

中小企業に影響大の

民法改正

和田倉門法律事務所

弁護士 野村 彰



第7回 個人根保証の見直し

保証人になった親類や知人が支払い義務を負わされて破たんしてしまう例は多く、個人保証の危険性は社会で広く認識されている。特に借入れが事業のためであるときは、その額も膨大になってしまう。

そこで民法の改正法では、保証契約前に公正証書で保証意思を確認しなければ、個人保証（経営者保証を除く）で事業のための借り入れをしたときの保証契約が無効とされることとなった。公正証書作成のプロセスは、保証人が契約に先立って公証役場に行き、公証人の面前で保証意思を示すというものだ。

このプロセスはいわゆる「経営者保証」では必要ない。経営者保証に該当する保証人は、主債務者が会社有的时候は理事、取締役、執行役、議決権の過半数を保有する人など、主債務者が個人のときは共同事業者、事業に従事している配偶者を言う。

保証人に財務状況の情報を提供

現行法では、会社の財務・収支状況などの情報を保証人に提供する義務はない。だが、保証人になった以上は会社の情報を知っておきたいというのは保証人保護の観点からも当然であり、改正法は主債務者と債権者による情報提供の規定を新設した。

主債務者（会社など）が事業のための債務の個人保証を委託するときに、保証人になる人に提供することが求められるようになる情報は、①財務、収支の状況、②主たる債務以外に負担している債務の有無、その額、履行状況、③主たる債務の担保としてほかに提供済み、または提供予定のものがあればそのことと状況——である。

債権者の義務も規定される。債権者は、

委託保証人から請求があったときには、遅滞なく主債務者の不履行の有無、残高についての情報を提供しなければならない。この主債務の履行状況に関する情報提供義務に限っては、保証人が個人でも法人でも適用される。

さらに債権者は、債務者が担保提供義務を遂行しなかったなどで当初の債務履行期限が消滅して期限前に債務履行が求められるとき（主債務者の期限利益の喪失）は、それを知ったときから2カ月以内に、個人保証人にそのことを通知しなければならない。

個人根保証人の保護範囲拡大

個人の根保証の保護範囲も拡大された。根保証は、主債務者と債権者との間で何度も借り入れと返済を繰り返すようなケースを前提にしているもので、根保証人は定められた期間内のすべての取り引きを保証しなければならない。そのため個人根保証の金額は高額になることが多く、保証人をいっそう保護するための法整備が求められていた。

現行法では、貸金などに関する根保証契約にだけ、繰り返し融資を受けられる金額の上限（極度額）の制限を定めていた。しかし、個人根保証人を保護する必要性は、例えば不動産賃貸借の賃借人の債務に関する根保証にも当てはまる。

そこで改正法では、貸金等根保証に限らず、個人根保証一般について、極度額を定めなければ契約が無効になる。

また、主債務者の信用が破たんしたときなど根保証契約締結時に想定しなかった事柄が生じたときに、新たに発生する債務を根保証人に負担させることが酷として元本を確定させるタイミングに関する規定も一部の個人根保証一般に適用されるようになる。

(つづく)